

令和元年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年5月30日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和元年5月30日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 平成30年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第8号））
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例）
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度御嵩町一般会計補正予算（第1号））
 - 議案第22号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第23号 工事請負契約の締結について
 - 議案第24号 財産の取得について

議事日程第1号

令和元年5月30日(木曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 7件

(1) 岐阜県理容生活衛生同業組合の要望書

(2) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情(「新しい提案」実行委員会)

(3) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情(全国青年司法書士協議会)

(4) 定例監査実施報告書

(5) 随時監査実施報告書

(6) 財政援助団体等監査報告書

(7) 例月現金出納検査の結果について(報告)(平成31年2月分から4月分まで)

町長報告 6件

報告第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成30年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 委員長報告 1件

(1) 新庁舎整備特別委員会最終報告書

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 7件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第8号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度御嵩町一般会計補正予算（第1号））

議案第22号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 財産の取得について

出席議員（11名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 山田敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務元規	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井幹次
税務課長 金子文仁	住民環境課長 若尾宗久

保険長寿課長 日比野 伸 二
農 林 課 長 高 木 雅 春
建 設 課 長 早 川 均
生涯学習課長 石 原 昭 治

福 祉 課 長 小 木 曾 昌 文
上下水道課長 鍵 谷 和 宏
会 計 管 理 者 可 児 英 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 治 彦

議 会 事 務 局 記 書 丸 山 浩 史

開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和元年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝より御苦労さまでございます。お互い、ちょっと落ちつきのない議会になるかと思えますけれど、よろしくお願いをいたします。

御嵩町議会第2回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

新たな時代、令和となって最初の定例会であるとともに、議会の最高規範である御嵩町議会基本条例が施行され、初めての定例会でもあります。本町の新たな時代の第一歩として、皆様とともに意見を交わし、議論を深めていけますことを誇りに思います。

また、私の3期目最後の定例会でもあります。私自身、振り返りますと、議員として12年、町長として12年、おおむね24年の年月を町政とともに歩んでまいりました。社会人としての人生の半分を超えたこととなります。その日々をかみしめ、この令和元年第2回定例会に臨んでまいります。

「厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人があすへの希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いを込め」、これは安倍総理大臣が令和の元号の意味を発表された際の一文であります。令和の幕あけは、皆さんそれぞれ希望に満ちたものであったのではないかと思います。私も、人々が心を寄せ合い、穏やかな時代であることを願いながら、新たな時代を迎えます。

国会では、真偽のほどはわかりませんが、衆議院を解散し、この夏の参議院議員選挙とのダブル選挙を行う可能性もあるとたびたび取り沙汰されております。

本町においては、1カ月後の6月30日に町長選挙、町議会議員選挙のダブル選挙が控えて

おります。定例会が終わりますと、町の雰囲気も選挙モードとなり、慌ただしく感じるようになりますが、そういう中でも、町政を任せられている身として、町民の皆さんがあすへの希望とそれぞれの花を大きく咲かせることができるよう町政運営を粛々と進めてまいりたいと思っております。

私は、この 12 年間、一貫して自治の精神、情報公開、説明責任の 3 つを柱とし、行財政改革にも積極的に取り組んでまいりました。それによって、健全な財政状況のもとで安定した町政運営を行うことができ、3 期目には将来を見据えた人材育成事業や教育環境の整備、防災コミュニティセンター、滞在型農業体験施設の竣工から新庁舎等整備事業、亜炭鉱跡防災対策事業、願興寺本堂修理事業など、大規模事業も着実に進めることができました。3 期目の各種事業の推進に対しても、多くの町民、そして町民を代表する議員の皆様から提言や助言、御理解、御協力、お力添えをいただきましたことに感謝申し上げるとともに、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業に着手して 3 年目に入り、中地内 3 地区の充填工事が市街地において本格的に始まっております。また、これまでさまざまな研究を重ね、コストの削減を図った結果、まだ相当額の基金が残っており、さらに対象区域を拡大すべく、発注済みの 3 地区に隣接する区域を第 5 - 1 から第 5 - 3 期地区として追加し、調査する業務委託を先月契約しました。限られた期限の中で、全ての基金を有効に活用するため、早急に追加工事が発注できるよう最大限の努力をしてまいります。

一方、本町は昨年度末の 3 月 28 日、J R 東海株式会社との間で中央新幹線建設副産物の活用に向けた調査・研究に関する覚書を締結しました。これは、本町が実施する亜炭鉱跡防災対策事業において、J R 東海株式会社の中央新幹線計画シールドトンネル工事から発生する建設副産物を安全かつ有効に活用することはできないか調査・研究を行うためのものであります。

主な内容として、外部機関を活用した副産物の適性の研究や安全性の確認、関連する法制度の調査と副産物活用に係る事業の枠組みの検討を行います。これにより、さらに充填材コストの低減につなげることを目標に進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

昨年度製造した可燃ごみ袋について、強度が不足しており、特に結び目となる持ち手部分がすぐにちぎれる、ごみ袋本体がすぐに裂けてしまうという苦情を多くいただき、町民の皆様に変御迷惑をおかけした事例のその後の経過の報告をいたします。

3 月 15 日付の回覧で、町民の皆様にごみ袋の交換のお知らせをしました。5 月 21 日時点で 254 人の方がお見えになりました。問題のごみ袋の製造業者に対しては、今回の件を受けて、3 月 28 日に契約審査委員会を開催し、資格停止を決定しております。また、納品された製品

のつくり直しを指示し、現物と交換可能なものについては既に納品済みであります。今後、今回の件で町が受けた損害に対する賠償や、既に市場に出回り消費されたごみ袋につきましても、つくり直しさせることは可能かどうか、顧問弁護士と相談しながら対応を協議しているところであり、いずれにしましても、町民の皆様にご迷惑をおかけした今回の件を大いに反省し、ごみ袋の納品検査の方法や、ごみ袋の仕様、不良品が混入した場合の業者との取り決めなど業務改善をし、今後の運営に反映してまいります。

5月9日には、議員の皆様にも出席をいただき、滞在型農業体験施設「コミンカホテル四季の家」の開所式を行いました。里山の四季の移ろいを五感で感じられる津橋地内にある築130年の古民家をリノベーションした古民家宿ですが、指定管理のまちづくり会社一般社団法人てらすが、ICTを活用し、岐阜県内で初めてフロントを建物内に設けない宿泊施設となっています。

開所式の来賓の挨拶の中で、可茂農林事務所長からは、岐阜県の豊かな地域資源を生かした農林業体験メニューを提供するなどの施設を登録し、都市部に住む方々のニーズに対応した受け入れ体制の整備と情報発信を行い、グリーン・ツーリズムの推進による農山村地域の活性化に資する岐阜県農林漁業体験施設登録制度を紹介していただきました。このほか、開所式の来賓には、地元津橋自治会、御嵩町商工会、観光協会、特産品普及協議会の代表者のほか、この施設のコンセプトである農業体験を担っていただける稲作体験の株式会社アオキ、野菜栽培の収穫体験のながたに農園などの方々に出席していただきました。

産声を上げたばかりの施設であります。関係する方々の協力を得ながら、利用者増に努めてまいります。議員の皆様にも、さまざまな御協力をお願いいたします。

5月ではありますが、既に全国各地で35度Cを超える猛暑日を記録しております。昨年の12月定例会で補正予算として計上、繰越明許費としてお認めいただき、現在工事を進めております御嵩及び伏見小学校のエアコン空調設備設置事業についての進捗を報告させていただきます。

御嵩小学校においては、4月末までに各教室への室内機、室外機とも全て設置し、5月連休を利用して電力を変換供給する屋外キュービクルの設置を済ませました。その後、土・日を利用して試運転を開始しているところで、6月中旬には使用できる見込みです。また、約1カ月半おくれで工事がスタートした伏見小学校も、各教室への機械設備の設置は全部終わっており、今後はキュービクルを6月上旬に設置、試運転を経て御嵩小学校同様、来月中には使用可能となる予定で順調に進んでおります。

昨年の夏の異常気象の影響で、喫緊の課題である学校での猛暑対策を進めるに当たり、議員の皆様には予算等の確保など事業への後押しをしていただき、大変ありがとうございました。

また、この夏休みを利用して、伏見小学校本校舎の改修の方針を検討するための現状調査や、中学校での特別教室へのエアコン整備に係る実施設計を順次進めてまいります。今後とも、子供たちの教育現場の環境整備のため、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

今回、提出いたします令和元年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてですが、年金生活者支援給付事務に係る国からの委託金のほか、分収造林事業に係る森林整備・研究機構からの受託金などを追加しております。

次に歳出であります。総務費では、北庁舎の空調機器の故障に伴う修繕工事費等の追加、衛生費で、本年度から始まった風疹の予防接種履歴を管理するためのシステム改修費などの追加、農林水産業費では、分収造林事業費として歳入と同額を追加計上しております。また、教育費では、御嵩小学校、向陽中学校の学校運営協議会立ち上げに伴う人件費の補正や、子供たちに願興寺修理現場を見学し、保存する文化財に触れてもらうための事業費などを計上し、補正予算額は、歳入歳出ともに976万4,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、承認案件4件、補正予算1件、その他の議決案件2件、報告案件6件、都合13件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 奥村雄二君の2名を指名します。

会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月18日の議会運営委員会において、本日より6月11日までの13日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月11日までの13日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

諸般の報告

議長（山田儀雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告書つづりをごらんください。

岐阜県理容生活衛生同業組合の要望書、新しい提案実行委員会から提出されました辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、同一の件名及び内容について、全国青年司法書士協議会から提出があります。

定例監査実施報告書、随時監査実施報告書、財政援助団体等監査報告書、例月出納検査の結果について、平成31年2月から4月分まで、以上の7件が議長宛てにありました。その写しを議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第4号 平成30年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第3号、報告第4号、2件続けて御説明いたします。

まず報告第3号、平成30年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

平成30年度御嵩町一般会計予算で、継続費として設定した消防費について、平成30年度年割額のうち、年度内に支出を終わらなかった経費について令和元年度に繰り越ししましたので、

地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により御報告させていただきます。

裏面の 2 ページをお願いいたします。

繰り越した事業は、消防費の亜炭鉱跡防災対策事業で、表の中ほど平成 30 年度予算に計上した額と、昨年 6 月議会で御報告しました平成 29 年度から平成 30 年度へ通次繰り越した額を合わせた継続費予算現額の合計欄 16 億 1,825 万 3,480 円のうち、平成 30 年度中に支出しました 16 億 1,825 万 2,640 円を差し引いた残額 840 円を全額令和元年度への通次繰越額としております。

繰越額の財源は、亜炭鉱跡防災対策事業助成金で、右端、特定財源欄のその他に計上しております。

以上で平成 30 年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告とさせていただきます。

続きまして、3 ページ、報告第 4 号、平成 30 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成 30 年度御嵩町一般会計予算の総務費、土木費及び教育費を令和元年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越額を報告するものであります。

4 ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費 6 件について、款項及び事業名ごとに、翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。

表の中ほどの金額欄は、平成 30 年度補正予算の繰越明許費で定めた翌年度へ繰り越しができる限度額をあらわしています。その右横の翌年度繰越額欄が、限度額の範囲内で実際に令和元年度へ繰り越した金額を表示しています。

それぞれの事業内容は、既に御説明申し上げますので省略させていただきますが、4 行目の土木費の道路橋梁費までは、補正予算（第 7 号）でお認めいただいた繰り越し限度額と同額を令和元年度に繰り越ししています。

5 行目の井尻川改修工事につきましては、補正予算（第 6 号）で 3,700 万円の限度額をお認めいただきましたが、平成 30 年度中に前払い金請求があり、お支払いしましたので、差し引いた 2,314 万円を繰り越ししております。

最後、小学校空調設備設置事業は、補正予算（第 6 号）で 2 億 3,600 万円の限度額を設定しましたが、入札等の執行により事業費の見込みが立ちましたので、後ほど御説明させていただきますが、専決処分をした補正予算（第 8 号）で、この事業費に係る繰越明許費の限度額も減額補正しておりますので、その額と同額の 1 億 7,236 万 4,000 円を令和元年度へ繰り越ししております。

以上6件の繰り越し総額は2億5,820万8,000円で、財源としましては、ごらんのとおり地方債が1億6,340万円、残り9,480万8,000円が平成30年度から令和元年度へ繰り越す一般財源となります。

以上で平成30年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

議長（山田儀雄君）

報告第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、報告第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明させていただきます。

諸般の報告つづりの5ページをお願いいたします。

平成30年度御嵩町下水道特別会計予算の下水道事業費を翌年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

款01下水道事業費、項02下水道施設費の下水道整備事業について、4,540万円を翌年度へ繰り越ししました。これは、南山台東団地内で進めております下水道整備工事及び設計業務委託について、地下埋設物のガス管の埋設位置が当初設計で想定していた位置と相違があったことから、年度内の事業完了ができないために繰り越ししたものです。

財源の内訳としましては、既収入特定財源は受益者負担金でございますが、233万円、未収入特定財源の国県支出金は、社会資本整備総合交付金の1,437万円、地方債は下水道事業債の2,870万円を見込んでおります。

なお、本町の下水道事業は4月1日より地方公営企業法を適用しましたことから、繰り越ししました下水道整備事業につきましては、下水道特別会計より移行した下水道事業会計で引き継いでおります。

以上で平成30年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

引き続き、7ページをお願いいたします。

報告第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明させていただきます。

平成30年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越ししましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。

今回、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき予算繰り越しをした建設改良費は、下水道関連移設事業で、先ほど下水道特別会計予算の繰越計算書で説明しました南山台東団地の下水道設計業務委託に関連する配水管設計業務委託で、1,200万円を翌年度に繰り越ししました。

財源としましては、損益勘定留保資金1,200万円を充てることとしております。

以上で平成30年度水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

議長（山田儀雄君）

報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 早川均君。

建設課長（早川 均君）

それでは、諸般の報告つづり9ページをお願いいたします。

報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

それでは、つづり10ページをお願いいたします。

平成30年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から報告を差し上げます。

12、13ページをお願いいたします。見開きの表になります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。

決算額にて御説明をいたします。

平成30年度は款2の事業外収益で普通預金、定期預金の利息3,403円の収入がございました。収入は以上でございます。

次に(2)支出です。

支出では、款2販売費及び一般管理費の目1人件費において、監査委員に対する報酬といたしまして9,000円を支出いたしました。

その下の目2経費では、節1の旅費で、理事会に出席いただきました議員の皆様方に対する費用弁償として6,000円を支出しております。以上から支出合計は1万5,000円となりました。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。

平成30年度におきましては、収入及び支出ともございませんでした。

続きまして、16ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

先ほど御説明を差し上げました収益的収入及び支出によりまして、平成 30 年度においては、1 万 1,597 円の当期純損失となりました。

次の 17 ページにおいては、年度末時点の貸借対照表でございます。

その表の左下、資産合計といたしまして、1,934 万 2,837 円の資産を保有しております。

続きまして、18 ページをお願いいたします。

18 ページには、平成 30 年度末時点の財産目録でございます。

その次のページ、19 ページにおいては、平成 30 年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。後ほどごらんになっていただければと存じます。

続いて、20 ページをお開きください。

20 ページから決算の附属書類となります。

その右側、21 ページをお願いいたします。

平成 30 年度事業報告でございます。

平成 30 年度事業報告のうち 1. 概況(1)総括事項としまして、平成 30 年度の土地開発公社の事業で、新たな用地取得はありませんでした。また、平成 30 年度末現在で保有する土地もございません。

次に、2. 会計(1)重要契約の要旨でも、平成 30 年度におきまして、新たな用地取得契約はございませんでした。

少し飛んでいただきまして、次に 24 ページをお願いいたします。

こちらには、監査意見書の写しをつけさせていただきました。

去る平成 31 年 4 月 25 日でございますが、監事の安藤雅博様、谷口鈴男様に決算監査を実施いただき、適切な処理をお認めいただいているところでございます。

以上、平成 30 年度御嵩町土地開発公社の決算報告でございます。

引き続き、令和元年度町土地開発公社事業計画及び予算について御説明をさせていただきます。

26 ページをお開きください。

26 ページ、こちらには、令和元年度御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針を掲載させていただいております。

続きまして、28 ページをお願いいたします。

こちらには、令和元年度の事業計画になります。本年度においては、現時点におきまして、公有地の取得及び売却の予定はございません。

次の 29 ページからは、予算書になります。

予算書 30 ページをお開きください。

令和元年度の町土地開発公社の予算でございます。

第 1 条においては、公社の予算を定める総則でございます。

第 2 条、収益的収入及び支出では、収入の第 1 款事業収益は見込まず、第 2 款事業外収益におきまして、受け取り利息の 3,000 円の収入を予定するものでございます。また、支出におきましては、第 1 款事業原価の支出は見込まず、第 2 款販売費及び一般管理費において監事 2 名様分の報酬と理事 3 名様分の旅費、合わせて 1 万 5,000 円、第 4 款予備費の 1 万円を合わせました支出合計 2 万 5,000 円を予定するものでございます。

なお、この収入と支出との差額 2 万 2,000 円の不足額におきましては、前期繰越準備金で補填をするものとしております。

第 3 条、資本的収入及び支出におきましては、本年度、現時点で新たな公有地の取得及び売却の予定がありませんので、収入、支出ともに見込んでございません。

次の 31、32 ページにおきましては、収益的収支及び資本的収支の予算の明細書でございます。

33 ページ以降におきましては、令和元年度におきます資金計画、それから予定損益計算書、また予定貸借対照表を掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上が報告第 7 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告でございます。

議長（山田儀雄君）

報告第 8 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、報告第 8 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についてを御説明いたしますので、諸般の報告つづり 36 ページをお願いいたします。

町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第 243 条の 3 第 3 項の規定により、御報告いたします。

37 ページをお願いいたします。

森林経営信託財産目録であります。

1. 資産の部ですが、信託森林は昨年度と同様、御嵩字北山地内の山林で 236 万 2,972 平方メートルです。信託預け入れ金は 688 万 5,737 円となりました。

次に、2. 負債の部ですが、借入金、借り入れ先はございません。

下の表は、次の 38 ページにかけて信託森林の明細です。後ほどお目通しをお願いいたしま

す。

39 ページをお願いいたします。

平成 30 年度森林経営信託事業実績になります。

間伐等を実施した面積は、森林簿による対象区域の 28.22 ヘクタールに対し、施業可能区域は 16.55 ヘクタール、実績も同じで達成率は 100%でした。材積は対象区域内の 1,311 立方メートルに対し、実績は 836 立方メートルで達成率は 64%でした。作業道は、対象区域内の 2,876 メートルに対し、施業可能区域が 1,752 メートル、実績も同じで達成率は 100%でした。

40 ページをお願いいたします。

平成 30 年度の森林経営信託収支報告書です。

1. 収入の部ですが、補助金では間伐及び作業道を合わせた 1,865 万 6,516 円、木材販売は、用材、合板、パルプを合わせた 1,320 万 742 円、受け取り利息を含め、計 3,185 万 7,331 円です。

次に、2. 支出の部ですが、主な支出として科目の 2 行目の利用間伐費 1,137 万 1,046 円、次の作業道開設 1,135 万 6,200 円、3 行飛ばして、手数料として補助金申請や市場などに支払う手数料が合わせて 353 万 2,857 円、その他を含め、合計は 3,128 万 5,403 円です。

次の 3. 信託積立金ですが、先ほどの収入合計から支出合計を差し引いた額で、7 年度目の平成 30 年度は 57 万 1,928 円です。平成 24 年度から平成 30 年度までの積立金合計は 688 万 5,737 円となっております。

41 ページをお願いいたします。

令和元年度の森林経営信託事業計画であります。

間伐等の面積は 18.15 ヘクタール、材積は用材・パルプで 758 立方メートル、作業道は 2,290 メートルを計画しています。

次に、令和元年度の森林経営信託予算でございます。

1. 収入の部ですが、間伐及び作業道に係る補助金、用材、パルプの木材販売、受け取り利息の合計で 2,811 万 4,000 円となります。

次に、2. 支出の部ですが、主な支出は、伐倒、造材、運搬搬出による利用間伐費と作業道開設のほか、森林調査等、作業道維持管理費、手数料で合計 2,811 万 4,000 円となります。

以上で報告第 8 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての御説明を終わります。

委員長報告

議長（山田儀雄君）

日程第4、委員長報告を行います。

新庁舎整備特別委員会から議長に委員長報告がありましたので、これを議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました新庁舎整備特別委員会から議長宛てに最終報告書の提出がありましたので、新庁舎整備特別委員会委員長から報告をしていただき、質疑を行います。

なお、報告書の写しをお手元に配付してあります。

新庁舎整備特別委員会委員長に報告を求めます。

新庁舎整備特別委員会委員長 高山由行君。

新庁舎整備特別委員会委員長（高山由行君）

おはようございます。

令和元年5月30日、御嵩町議会議長 山田儀雄様。新庁舎整備特別委員会委員長 高山由行。

新庁舎整備特別委員会最終報告書。

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査研究についての報告をします。

1. 経過。平成28年9月1日に当特別委員会を設置し、令和元年5月14日までに協議会を21回、特別委員会を17回開催し、住民懇談会、町執行部及び新庁舎建設プロジェクトチームとの意見交換会を行い、そのほか各種調査・研究を積み重ねてきました。

平成28年12月8日に第1次中間報告として、庁舎の現状や現庁舎の課題、また特別委員会の経緯を報告し、①求められる庁舎について（新庁舎への期待）、②新庁舎の建設場所について、③今後の新庁舎建設の進め方について取りまとめを行いました。その結果、新庁舎は新築移転すべきとの方向性を示しました。

平成29年12月8日の第2次中間報告では、新庁舎建設候補地のメリット・デメリットの整理並びに候補地の評価を行い、21号バイパスエリアの優位性を高く評価し、新庁舎候補地の評価結果を全会一致で当特別委員会の結論として位置づけることとしました。

詳細は、別添、新庁舎整備特別委員会調査の経緯等を参照願います。

2. 最終まとめ。今後、町においては、町民の意見も十分に参酌し、新庁舎の建設にスピード感を持って推し進めていただくことを求めます。

議会としては、新庁舎の完成及び供用開始まで、引き続き町が進める基本計画・基本設計や実施設計等の点検、検証並びに議会関係施設の調査・研究を積極的に行っていくためにも、当

特別委員会の存続を切望することを申し添え、最終報告といたします。以上です。

議長（山田儀雄君）

ただいま新庁舎整備特別委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で委員長報告を終わります。

ここで暫時休憩を行います。再開予定時刻は10時5分といたします。

午前9時47分 休憩

午前10時05分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第1号から承認第4号までと議案第22号から議案第24号までの7件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは、付議事件7件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第1号、平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、承認第4号、平成31年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、2件続けて御説明申し上げます。

初めに承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙を開いた1ページをお願いいたします。

平成30年度御嵩町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

ピンク色の表紙の補正予算書のうち、平成30年度御嵩町一般会計補正予算(第8号)をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に8,081万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億4,951万4,000円とする旨、規定しております。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では地方債の補正に関する規定でございます。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正ということで、1件、繰り越し限度額の変更をしております。

現在行っております伏見小学校、御嵩小学校の空調設備設置事業につきましては、3月定例会の補正予算(第7号)で限度額を2億880万円に減額させていただいたところですが、工事費及び施工管理費の精査の結果、さらに減額の見込みとなったため、1億7,236万4,000円に変更させていただきました。

5ページ、第3表 地方債の補正で、2件の借り入れ限度額の補正をしております。

柿下ため池改修に伴う可児川防災等ため池組合の負担金事業について、ため池組合の30年度補正予算において分担金の額の減額がありましたので、これに基づき限度額を170万円に減額しております。

空調設備設置事業につきましても、事業費の見込みにより1億3,050万円に減額させていただいております。

歳入について御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

本補正予算の歳入につきましては、款02 地方譲与税から10ページの款11 交通安全対策特別交付金まで、全て平成30年度の国もしくは県からの交付額確定に伴う増減であります。

重立ったものとしましては、前年度実績に基づき見込んでいた地方消費税交付金が2,900万円ほどの増額、また地方交付税につきましても、特別交付税が5,900万円ほど増額となっております。

11ページの歳出をお願いします。

1つ表、基金費を飛びまして、款06 農林水産業費は、地方債補正でも説明した可児川防災等ため池組合への負担金を793万2,000円減額、款10 教育費は、小学校費の目01 学校管理費

で伏見小学校の空調工事の入札結果に基づき、空調設備設置事業に係る監理委託料で 23 万 6,000 円の減額と、工事請負費で 3,620 万円の合わせて 3,643 万 6,000 円を減額しております。

これら歳出予算の減額と歳入の増額分、合わせて 1 億 2,518 万 1,000 円を一番上の表、基金費の説明欄の掲載のとおり、庁舎整備基金、福祉向上基金、ふるさとふれあい振興基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

地方債の変更をしておりますので、12 ページに年度末の地方債見込み調書をお示ししております。後ほどのお見直しをお願いし、承認第 1 号の説明を終わります。

引き続き、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

議案つづりは、17 ページをお開き願います。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について、平成 31 年 4 月 1 日付で専決処分しましたので御報告を申し上げ、承認を求めらるものでございます。

補正予算書の平成 31 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）の 1 ページをお開き願います。

消費税率の改正に伴い実施されるプレミアム付商品券事業について、早く事業に着手する必要があったことから、この事業に係る歳入歳出予算 1 億 71 万 2,000 円を追加し、予算総額を 98 億 571 万 2,000 円とする補正予算を専決処分させていただきました。

歳入について御説明いたしますので、4 ページをお願いいたします。

款 14 国庫支出金の目 02 民生費国庫補助金で、3,071 万 2,000 円を増額しております。

内訳につきましては、2 万 5,000 円分の商品券を 2 万円で販売することから、プレミアム分となる 5,000 円について、対象者を 3,500 人と見込み、1,750 万円の事業費補助金と、商品券事業実施のための事務費補助金 1,321 万 2,000 円の追加でございます。

款 20 諸収入では、商品券の売り上げ収入 2 万円掛ける 3,500 人で、7,000 万円を見込んでおります。

5 ページ、歳出に移ります。

款 03 民生費、項 01 社会福祉費に、目 10 プレミアム付商品券費を新設しまして、事業に必要な予算を追加しております。

商品券事務に係る職員の時間外勤務手当、臨時職員を雇い入れるための賃金や社会保険料、事務用品の購入や申請書、周知用のリーフレットの印刷などに係る需用費、申請書や引きかえ券の送付のため郵便料、電算管理システムの構築や商品券の作成に伴う委託料、パソコンやプリンターなどの事務機器借り上げ料、そして商工会を通して換金していただくことから、節 19 の負担金、補助及び交付金には、商工会への事業費補助金として 2 万 5,000 円掛ける 3,500 人の 8,750 万円と、加盟店ののぼり旗の作成や、商工会が行う事務に係る経費など 469 万

1,000円の事務費補助金を追加計上しております。

なお、職員手当を増額補正しておりますので、6ページに一般職の給与費明細書をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で承認第4号の説明を終わります。承認第1号とあわせ、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

承認第2号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 金子文仁君。

税務課長（金子文仁君）

それでは、お手元の議案つづり2ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付、専決第3号で専決処分を行いましたので御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

次の3ページから14ページに専決処分を行いました御嵩町町税条例等の一部を改正する条例を示してございますが、別冊の資料つづりで御説明申し上げますので、資料つづり1、2ページの御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。

改正趣旨でございます。

平成31年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、御嵩町町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、概要について説明させていただきます。

主な改正内容についての概要を2点、御説明申し上げます。

まず1点目は、軽自動車税の見直しです。

令和元年10月1日から環境性能割が導入されます。税率は燃費性能等に応じて、左の表にありますように電気軽自動車や天然ガス軽自動車などと、令和2年度燃費基準プラス10%及び20%達成車は非課税、令和2年度燃費基準達成車は1%、平成27年度燃費基準プラス10%達成車及びそれ以外の自動車については2%となります。ただし、消費税の引き上げに当たりまして、駆け込み需要とその反動減を生じさせることがないように令和元年10月から1年間に購入された軽自動車について、臨時的特例措置として中ほどの表にありますように、税率1%を軽減する措置となります。

グリーン化特例につきましては、環境性能割が導入されることを契機に見直しが行われますが、消費税率引き上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長した上で令和3年4月1日施行とし、令和4年、5年度課税分から適用対象を電気軽自動車、天然ガス軽自動車などに限定いたします。

続いて、見開きの2ページ目をごらんください。

2点目といたしましては、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置についてでございます。

こちらは、令和3年1月1日施行となります。

昨今の子供の貧困に対応するために、未婚のひとり親にも個人住民税の非課税対象者の範囲を広げるものでございます。

具体的には、表にありますように、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が135万円以下の者が非課税対象者となっておりますものを、これに加えて児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母であり、現に婚姻していない者、または配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下であることの3つを全て満たす方が、新たに個人住民税の非課税対象者となります。

主要な改正内容は以上でございます。

その他、地方税法に伴う徴税条例の所要の改正、また表記の変更等の是正を行っております。

なお、施行日については一部の規定を除きまして、平成31年4月1日となっております。

改正の内容につきましては、以下資料つづり3ページから31ページにかけ、新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しいただきますようお願いをいたします。

以上で承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（山田儀雄君）

承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

議案つづりの15ページをお願いします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日、専決第4号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、資料つづりの資料にて御説明いたします。

資料つづりの 32 ページをお願いします。

資料上段の改正趣旨であります。今回の改正は、平成 31 年度税制大綱に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令による地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものがあります。

資料 2 段目の概要をごらんください。

今回の改正としては、3 点ございます。

1 点目は、課税限度額の引き上げです。

国民健康保険税の課税の区分については、医療分、後期高齢者支援分、介護分の 3 区分がございますが、今回はこのうちの医療分について、現行「58 万円」を「61 万円」に引き上げる改正を行います。

2 点目は、低所得者に対する軽減の算定における基準額の引き上げです。

国民健康保険税において、一定の所得に満たない世帯については、所得の段階に応じて 7 割、5 割、2 割の軽減措置がとられていますが、そのうち 5 割、2 割軽減の算定における基準額が引き上げられるものです。5 割軽減については、現行では「27 万 5,000 円」であるものを「28 万円」に、2 割軽減については、現行では「50 万円」であるものを「51 万円」とするものです。

ほかに国民健康保険税の減免の申請の期限について、規則で定める場合を例外とする旨の改正を行います。

次に、施行日は平成 31 年 4 月 1 日からで、平成 31 年度課税分から適用になります。

資料つづりの 33 ページから新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で承認第 3 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

次に、補正予算などに入ります。

議案第 22 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について、議案第 23 号 工事請負契約の締結について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 22 号、第 23 号の 2 議案、続けて御説明申し上げます。

初めに議案第 22 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）の表紙をおめ

くりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に976万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億1,547万6,000円とする旨、規定しております。

5ページをお開き願います。

歳入の御説明をいたします。

款14国庫支出金の目02民生費委託金は、年金生活者支援給付金事務のためのシステム改修に係る経費の8割相当額、2万8,000円を年金生活者支援給付金事務取扱交付金として追加。

款18繰入金の目01財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整により722万6,000円の繰り入れ増。

款20諸収入の目01農林水産業費受託事業収入は、分収造林契約に基づき、町が行う造林事業に対する森林研究整備機構からの委託料収入として251万円を新規計上しております。

6ページからは歳出になります。

款02総務費の目05財産管理費は、北庁舎2階研修室の空調機器が故障し、修理不能となりましたので、これに対応する工事費と、改正健康増進法に対応するため、喫煙所設置のための工事費、合わせて400万円の追加。

款03民生費は、項01社会福祉費の目02国保年金事務等取扱費で、歳入でも御説明申し上げました年金生活者支援給付金事務に係る所得データ提供のためのシステム改修委託料3万9,000円の追加と、項02児童福祉費の目02児童運営費で、幼児教育の無償化に対応するため、子ども・子育て支援システムの改修の必要が生じたことから、この委託料として215万8,000円の追加です。

款04衛生費の目02予防費は、本年度から始まる風疹抗体検査並びに予防接種の請求、支払い事務に係る国保連合会への手数料10万8,000円と、風疹の予防接種履歴を健康管理システムで管理するためのシステム改修委託料41万8,000円の追加です。

7ページへ参りまして、款06農林水産業費の目02林業振興費は、森林研究整備機構からの委託を受け、分収造林として整備するための作業道に伴う造林保育委託料として251万円の追加。

款10教育費の目02事務局費で53万1,000円の増額をお願いします。非常勤講師の月額単価の増額に伴う報酬の増額と、御嵩小学校、向陽中学校に学校運営協議会を設置するため、学校運営協議会の委員報酬の増額と、これに伴い学校評議員の報酬を皆減、相殺しまして、節01の報酬で28万1,000円の増額、節09の旅費は特別支援教育に係る地域実践研究事業のため、年3回ほど指導主事を横須賀市に派遣するための特別旅費として9万円を増額。

節14使用料及び賃借料では、願興寺の重要文化財と解体修理見学会に係る小・中学校の児

童・生徒の参加料 16 万円の追加をお願いするものでございます。

教育費において人件費を補正しておりますので、8 ページには補正前後の特別職の給与費明細書を掲載しております。後ほどのお目通しをお願いしまして、議案第 22 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 23 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案つづりの 19 ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は御嵩町防災行政無線デジタル化更新工事、契約の方法は条件つき一般競争入札、契約金額は 2 億 5,960 万円、契約の相手方は岐阜県可児市広見 2 丁目 60 番地、中央電子光学株式会社廣見支店、支店長 西部祐次でございます。

事業概要について少し説明をさせていただきますので、資料つづりの 37 ページをお開き願います。

町内に設置してある防災行政無線設備の位置をあらわした地図となっています。

本町の防災行政無線にあっては、移動系が運用開始以来 31 年余り、同報系が 24 年余り経過しており、無線設備の老朽化による更新に合わせ、来年度までの 2 カ年をかけ、デジタル化に向けた工事を行うものであります。

地図の下の枠内に記載のとおり、同報系・移動系とも 2 階防災無線室内に設置してある親局設備の更新と、謡坂地内に設置してある中継所設備を移転更新いたします。

それから、同報系においては、電波調査の結果をもとに、電波が届きにくい集落に向けて電波を再送信する設備を 4 カ所整備します。この再送信設備には、屋外拡声スピーカーも併設しますが、稲荷台団地内に再送信設備を新設する関係から、現在、共和中学校にある屋外拡声子局を顔戸地内に移設する予定であります。

また、当初予算の折にも御説明申し上げましたが、戸別受信機を 1,000 台購入し、アナログ電波の弱い地域の世帯を優先に配付していく計画であります。

移動系につきましては、公用車並びに消防車両に設置してある 24 基の車載型無線機の更新と、職員及び消防団が使用している携帯型無線機 14 基の更新、それから移動系の電波の届きにくい地域向けに 2 カ所の中継局を整備します。

ページは戻りますが、35 ページには工事請負仮契約書の写しを、36 ページには入札執行一覧表をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 22 号、第 23 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 24 号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

議案説明の最後となりますが、よろしくお願いいたします。

議案つづりの 20 ページをお開きください。

議案第 24 号 財産の取得についてを御説明いたします。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、学校給食センターで使用しております調理機、連続フライヤーであります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は 1,058 万 4,000 円です。取得の相手方は、岐阜県岐阜市中鶉 2 丁目 105 番地、岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役 渥美允元であります。

続きまして、資料つづり 38 ページをお願いいたします。

ここでは売買仮契約書、そして 39 ページには閲覧用の入札執行結果公表一覧表がございます。

給食センターにて現在利用していますフライヤーが 15 年間を経過し、老朽化しまして、油漏れが著しく修繕を繰り返してきましたが、対応に限界があり、更新するものでございます。

購入する連続フライヤーは、これまでと同様のガス式で、周辺の附属品である油タンクや油切りコンベアと一体的に学校の夏休みを利用して更新いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第 24 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は 6 月 4 日午前 9 時より開会しますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 35 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 谷 口 鈴 男

署 名 議 員 奥 村 雄 二

